



参照資料

園での薬の取り扱いについて 浜松学院大学附属幼稚園



当園では、やむを得ない場合にかぎり、お子さまへの与薬を行います。
つきましては、万全を期するために一定の指針を設けておりますので、与薬を希望される保護者さまは、必ず以下の内容をご確認いただき、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. お子さまの薬は、医師の診察を受けて処方されたものに限ります。保護者さまの判断で持参された市販の薬は園では対応できませんのでご了承ください。
2. 与薬依頼書をひとつの処方箋につき、1枚提出してください。また処方されたお薬の説明書を必ず添付してください。
3. お子さまの薬は必ず園の職員に直接手渡してください。
4. 与薬がある場合は、連絡帳にも記載してお知らせください。
5. 「熱が出たら飲ませる」「せきが出たら…」といったように、保育者が症状を判断して与えることはできません。そのつど保護者さまにご連絡し、お薬を与えるかどうかの判断を行いますのでご了承ください。
6. 慢性の病気（気管支炎、アトピー性皮膚炎、てんかんなどのように経過が長引くような病気）の与薬は、お子さまの主治医の指示にしたがうとともに園と保護者さまとの連携が必要になりますので、別途ご相談ください。
7. 与薬依頼書はホームページから取り出すことができますので、必要に応じてご使用ください。ご自宅のパソコンから取り出すことができない方は園に申し出ていただければ用紙をお渡しできます。

